

# 豊かな生活を支えるために

農業の近代化を基調として、内陸工業地帯の形成と商業の振興をはかり、農業地域と市街地域との調和のとれた、都市をめざします。

## 農家育成の補助金を増額

農業者と他産業従事者との生活水準の均衡をはかることを基本に、昨年度策定した振興計画を中心に、いろいろな施策を行います。

■自立農家、集団的生産組織、複合経営農家の育成をめざし、各種補助金を増額しました。

■昨年度に引き続き、うまい米産産推進運動、水田の地力維持の向上対策を進めます。

■畜産振興として、抗生物質混入飼料の禁止にともない、その対策として、外国から優良種豚を導入します。

■園芸は、産地の確立と流通対策に重点をおいて取り組みます。着工以来三年目を迎えた、農村総合整備モデル事業については、いまままでと努力してまいります。

■なお、生産基盤整備事業は、土地改良区と連携しながら進めます。

## 中小企業への融資を拡げます

■中小企業対策の大きな柱は、融資です。産業育成資金や商工中金などへの預託金を、四千三百万円ふやして一億六千万円にしました。

また、県や労働者信用基金協会に基金を出資して、小規模企業に働く従業員の福祉向上と定着化をはかります。

■和泉農工団地の残る造成地三万六千四百平方メートルの、企業誘致につとめます。

■大型店舗の進出については、県の調整要項を見きわめ、関係機関と協議しながら、本市に適応した方策をたてたい考えです。

■大風合戦は六月三日から五日間に期間を短縮し実施します。

## おもな予算額

### ●農林水産業費

農林委員会費 三、四九七万円  
農業振興費 二、〇二五万円

### 稲作振興費 七一九万円

園芸振興費 六〇六万円  
畜産振興費 四一六万円  
水田総合利用対策費 一五九万円

### 農村総合整備費 九、九九七万円

地籍調査費 二、〇〇六万円

### ●商工業費

二億一、〇四四万円

商業振興費 一億七、二二七万円

市場費 二九〇万円

観光費 三八四万円

厚生会館管理費 一、〇六四万円

## このほかおもな予算額

議会費 六、二〇二万円  
一般管理費 二億二、一九五万円

財産管理費 三、九六六万円

市史編さん費 一三四万円

諸費 二、一六三万円

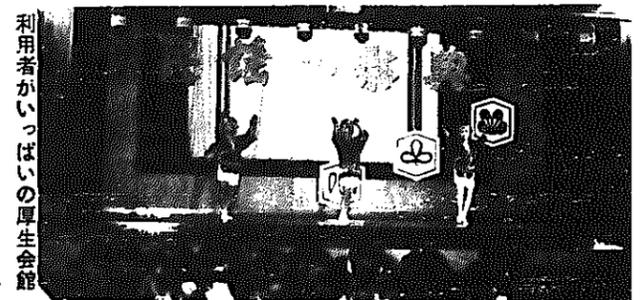
参議院議員選挙費 四〇〇万円

市民生活に直結する三月定例市議会——さる三月九日から開かれ、五十二年度一般会計予算などをはじめ三十二議案を審議、同二十八日閉会されました。主な可決議案を、紹介します。

五十一年度補正予算 一般会計に二千八百五十五万円を追加、予算総額は三十億一千八百八十四万一千円になりました。

■新飯田、庄瀬青年学級の開設 大驚、勤労の青年学級が、昨年度と同じ開設されます。

和泉団地四号線をはじめ市道が増えました。



利用者がいっぱい厚生会館

三路線、約三百八十五坪が新しく市道になりました。

市営住宅条例の一部改正 入居資格などが緩和されました。

国保条例の一部改正 国保の加入者が出生した時、助産費六万円(二万円増額)が、死亡した時は、葬祭費二万円(五千円増額)が支給されます。

国保事業運営基金の増額 昨年度より三十三万円を増額した二百四十二万円をすることにしました。

会館の使用料を改正 四月一日から、厚生会館の使用料が下の表のように改正されました。

市の職員を削減 市長部局の職員を五人減らし

二百四十人に、教育委員会部局の職員を一人減らし六十九人にしました。

区域及び名称の変更 大郷地区の西酒屋ノ

内類ヶ通、同庄助の一部、同頭内を大字類ヶ通に。また、大字西酒屋ノ内庄助の一部を大字東

とめます。

■文化 市民総参加のもとで市民憲章を制定し、人間主体の都市づくりの目標とします。また、市の歴史を追って、古代から昭和五十年までの市史の編さん事業にも取り組みます。

■体育 すべての市民がスポーツを楽しめるように総合体育施設の建設をはじめ、学校解放を積極的に行っていきます。

## 産業の振興

■農業 稲作を中心としながら、新潟市近郊の利点を生かし野菜、花き、園芸などを積極的に振興する。そのため経営の近代化をはかるとともに、企業の農業に対応できる、優秀な経営能力をもつ、農業者の育成につとめます。

■工業 企業の体質改善、事業の協業化、集団化などを推進し、金融の円滑化により生産性の向上をはかります。

■商業 指導体制を確立し、消費流通構造や都市構造の変化に対応できる、経営の近代化を進めます。

■観光 伝統行事と地域産業の振興が結びついた、観光開発をめざします。



厚生会館基本使用料

室の名称	使用時間 収容人員	使用料の額			備 考
		午前 円	午後 円	夜間 円	
講 堂	椅子600席 卓子付300席	4,500	5,500	7,500	1. 使用時間区分の午前は8時30分から12時30分まで、午後は13時から17時まで、夜間は18時から22時までのものとする。 2. 時間区分及び各室通し使用による使用料は、それぞれの基本料金の合計額とする。 3. 暖房を使用する場合は基本料金の2割を加算して徴収する。 4. 次の場合は基本使用料の2倍の額を徴収する。 (1) 入場料金そのほかこれに類する金銭を徴収する場合。 (2) 営利を目的として使用する場合。 5. 練習などで講堂のステージだけを使用する場合は基本料金の5割を徴収する。 6. 暖房期間は11月1日から翌年3月31日まで。
大会議室	100席	1,800	2,200	2,600	
第一会議室	45席	1,200	1,500	1,800	
中会議室	30席	800	1,000	1,200	
小会議室	15席	400	500	600	
雪の間	15人	600	800	1,000	
月の間	20人	600	800	1,000	
花の間	15人	600	800	1,000	
松の間	6人	300	400	500	
竹の間	6人	300	400	500	
梅の間	6人	300	400	500	

笠巻に、大字赤沢の一部を大字白井に編入することになりました。

公民館の設置条例を制定 中央公民館のほか、各地区にそれぞれ地区公民館を設置することになりました。

閲覧証明手数料条例の制定 市から発行する証明、閲覧にともなう

としたり写真、映画の撮影。③興業。④競技会、展示会、博覧会

などをするとき。